



## 森林を守り、育て、活かし、豊かな森を未来に引き継ごう



■表紙写真 題名：「光射す時」 撮影地：箱根スカイライン 撮影者：上野 裕司氏（箱根町）

本誌のバックナンバーは、静岡県山林協会ホームページでご覧いただけます。  
ホームページには、林業への就業を考えている方の参考になる記事も掲載しています。

URL : <https://www.moritohito.jp>



## INDEX

**2** 支部だより①（富士宮市産業振興部農業政策課）  
市町村森林整備計画でみる富士宮市の森林行政

**3** 支部だより②（森林組合おおいがわ）  
森林経営計画作成の課題と施業プランナーの役割

**4・5** 事業体等紹介No.18（株式会社いなざさ林業）  
地域に密着した経営を目指す

**6** 地域の取組（静岡県中遠農林事務所 治山課）  
「ふじのくに森の防潮堤づくり」の今

**7** アグリフォーレだより（農林環境専門職大学 教務課）  
短期大学部が初めての卒業生を送り出します

**8** 本部情報  
治山施設の点検調査

# 支部 だより ①

## 市町村森林整備計画でみる 富士宮市の森林行政

富士宮市産業振興部農業政策課 深沢真吾

市町村森林整備計画の変更に関して留意したことなどについて紹介いただきました。

### はじめに

森林法に定める市町村森林整備計画(以下、市町計画)は、10年を1期に樹立されるもので「更新」という概念がないらしい。樹木は生長し遷移を経て「森」をかたちづくるが、そこに「人」が関わることで10年を而今として捉えているものであると考えている。

さて、現行の本市の市町計画書の樹立は令和3年4月であり、平成31年4月施行の森林経営管理法の扱いを新たに盛り込まれている。また、文字や段落などの体裁を整たり「節」や「項」が1頁に収まるレイアウトにも心がけた。

短期決戦での編集であったため、本文中に登場する数値や提出期日などは、静岡県との多大な協力と配慮をいただいたおかげで出来あがったという思いである。この場を借りて御礼申し上げたい。

ところが、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画により、2年連続の『短期決戦』の機会を得ることとなった。上位計画である地域森林計画案に鑑みつつ「どなたでも読むことのできる計画書」かつ「『計画』という概念を表現すること」を念頭に6つの要素を加味して変更作業にあたった。概略を紹介したい。

### 市町計画の主な変更点(6つの要素)

#### 要素1:本計画と上位計画ほかとの位置付けを図表化

市町計画の初版の樹立は平成13年4月で、その後、変更や樹立を繰り返してきた。今回変更では、上位計画や他の法定計画などの位置付けを図表にして見える化を試みた。特に整合をはかるものとして都市計画マスタープランと景観計画を掲載したが、これは、景観工学の誕生の要因のひとつに林学があることの黙示でもある。また、森林経営管理法との関連付けを行い森林経営と森林づくりを表現した。

#### 要素2:「特に効率的な施業が可能な森林」項目を新設

新たな「森林・林業基本計画」を受けて「特に効率的な施業が可能な森林」の項目を新設した。市町計画書案で対象とする森林は『長期かつ計画的な森林整備の意向や動向があり、施業の容易性や効果が期待される森林を候補地』と設定した。これは、林業に適した森林を林小班単位で指定する以前に、制度自体の移行期間を持たせて弾力的な運用を心がけることに重点をおいたものである。また、文中の『意向や動向』とは、長く森林経営する思いや既にその森林整備(経営)を実践している森林を拾い上げることをねらいとしている。

#### 要素3:森林所有者による施業が困難とされる森林の整備

『森林の整備と保全を通じて荒廃の抑制を図るための事業を促進』するという簡素的な表現に差し替えて、静岡県森の力再生基金条例に基づく事業を実施するときの整備と保全の考え方は図表として再整理した。なお、対象面積は、他事業も想定されるため割愛した。

#### 要素4:人工造林の対象樹種に早生樹種を追加

昨今、コウヨウザンやセンダンなどの造林の可否の照会があり、将来的に早生樹種の扱いの検討を要することに鑑

みて『学識経験者等の意見を聞いたうえで、造林者と市で扱いを協議する』と加筆した。

#### 要素5:伐採届の手続きのながれを明記

市町計画の読み手が森林サービス産業に関わりのない方や伐採届制度を知らない方である場合を想定してのものである。

本項目により、伐採届(伐採計画書、造林計画書)を作成される過程で、主伐か間伐・人工造林か天然更新など森林整備の方法を読み解きやすくなることをねらいとしている。なお、森林の転用(10,000㎡未満のものに限る)のながれも紹介するとともに富士宮市独自の『森林開発行為計画書』を盛り込んだ。

#### 要素6:市有林の整備に関する事項の見直し

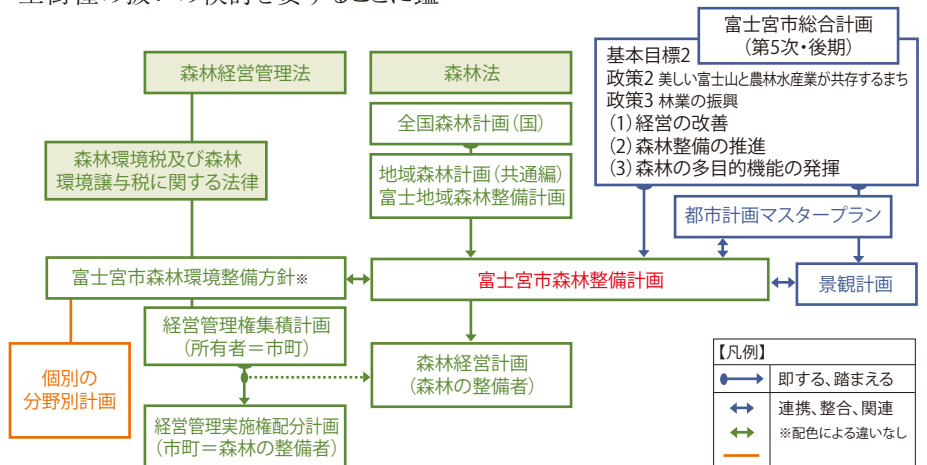
森林づくりの取組み方針やこの方針のための森林整備カルテの備え付け、森林サービス産業の雇用の創出と施業技術の向上の場の提供を整備方針として見直した。

### これからの本市の森林行政

変更中も含めて3つの富士宮市森林整備計画書に携わり、森林行政の特質を垣間見た気がする。それは、スギ・ヒノキ林という生産林のみを「森林」として「森林法」のみを規範として捉える姿勢、木を見て森を見ずである。

この様な環境下で市町計画書案を作成しているが、偶然にも、総合計画(後期)やゼロ・カーボンシティ戦略の策定、環境基本計画の中間見直しなどが進められている。

既往の経済産業としての「林業経営」の振興のほか、上述した計画にも即して森林をどう整備・保全・活かしていくかということをもとめた「森林づくり」の促進に取組み、地域に見合う持続可能な森林形成をめざしたい。



# 支部 だより ②

## 森林経営計画作成の課題と 施業プランナーの役割

森林組合おおいがわ 森林経営課長 原木克司

森林施業プランナーが森林経営計画作成、実行する上で心掛けていることなどを紹介いただきました。

森林組合おおいがわは、平成14年に、藤枝市、島田市、川根町、中川根町、本川根町の5つの森林組合が合併して誕生しました。今年、合併20年目を迎えます。

市町の合併等もあり、現在、2市1町の約31,500haを管轄しています。

林産体制としては、平成22年頃から、車両系による利用間伐を行うようになり、現在は3班の体制で稼働しています。広大な管轄面積のため、各所に中間土場を配し、大口需要先への直送体制を整備するなどして、流通コストの削減にチャレンジしています。

今後も低コスト木材生産や木材の安定供給をしていくためには、「森林経営計画」を作成し、路網の整備と利用間伐等の施業を一体的に行っていく必要があります。

特に「森林環境保全直接支援事業」は「森林経営計画」の認定林でないと支援を受けられないということもあり、事業着手前での計画作成は欠かせません。

現在、組合では6名の認定プランナーを中心に各地区で森林所有者への施業の働きかけをおこなっており、「森林経営計画」の認定面積を増やすよう努めています。

計画作成から認定、実行などに様々な課題や苦労があり、営業マンともいえる立場の施業プランナーの役割を考えてみました。

### (1) 計画の実行管理について

(課題)

一体整備相当区域内で30ha以上の森林を取りまとめる「区域計画」で、その中に大規模所有者などが存在し200～300ha規模になった場合、過去の施業が十分されていないと、間伐すべき「間伐下限面積」が大きくなり、計画期間内に下限値以上の間伐施業ができず計画を遵守できないおそれがあること。

(対応)

計画作成時に現地踏査とともに、森林情報システムを利用し間伐履歴を調べる、又地元の方から聞き取りを行うなどして、今後施業していきたい森林だけでなく、あえて施業履歴のある森林も計画に取り込んでいく。

### (2) 市町・県(計画認定者)への ハウレンソウについて

(課題)

5年間の計画期間中に、新たに森林の経営委託契約を結び計画地に加わ

るケース(当初計画からの変更)が頻繁にあり、認定者である市町等との情報共有が難しくなる。

(対応)

追加エリアがある程度予測できた時点で、市町に対しその場所を伝えておく。また、年に数回役所に赴き、書類の突き合わせをし、進捗状況等を双方で確認する。

### (3) 施業エリアの持続と拡大に ついて

(課題)

「区域計画」を主として作成してきたが、計画期間満了となったものの、その後、計画が作成、認定されていないものがある。

(対応)

現在は経営計画期間内にあわせた5年間の受委託契約が中心であるが、獣害等の見廻り、火災予防のためのパトロールなどを含む10年以上の受委託契約を結び、引き続き認定してもらう。

以上が、今後作成していく上での主な注意点として考えています。

プランナーとして「森林経営計画」を作成する上で、施業実施基準を満たす計画ができるかを、まず考えなければなりません。

プランナーの業務には、森林の調査やプラン書の提示といった技術的な能力も必要ですが、森林所有者からの相談や現場技術者の意見をきいたり、県・市町の職員の方々の協力をお願いしたりと、様々な関係者とのコミュニケーション能力が求められます。

今後、「森林経営計画」には、間伐だけでなく主伐・再造林も組み入れていくようになり、「長期にわたり一定の面的まとまりのある森林を持続的に経営していく」という計画の理念からも、施業プランナーの役割が重要であると考えています。



▲経営計画認定林(島田市市内)



▲間伐材生産現場



▲所有者への説明

# 事業取材

● No.18

## 地域に密着した経営を目指す

### 株式会社いなずさ林業

下田市を本拠とし、近年、西伊豆方面にも事業展開している株式会社いなずさ林業を取材しました。



花木西伊豆支店長

山本代表取締役

#### (株)いなずさ林業について

いなずさ林業は下田市稲梓地区で2008年に設立されました。代表取締役の山本法夫氏をはじめ森林組合に所属していた4人で独立したのが始まりです。

2020年に法人化し、現在は下田市の本社のほか、西伊豆支店と土肥事業所を設置しています。

今回、西伊豆町にある西伊豆支店で、山本法夫代表と花木成治西伊豆支店長にお話を伺いました。



▲西伊豆支店にて 左は施業企画課の長嶋大樹さん

#### 事業内容

いなずさ林業では、森林整備や作業道開設、素材生産、支障木伐採などを行っています。

現場作業員は3~4班集体制で、配置は下田地域と西伊豆地域で基本的に分かれています。仕事の量や時期によっては両方で調整しています。

素材生産は、チェーンソー、グラブ、プロセッサ、フォワーダの車両系システムで行っています。

プランナーは6名で、森林経営計画は下田・河津地域と西伊豆地域でそ

れぞれ1,000haほど策定しています。

人家裏の大木などの伐採依頼も多く、特殊伐採ができることも強みの一つとなっています。

#### 西伊豆への事業展開

いなずさ林業は、2019年に西伊豆事業所を開設しました。

経緯について山本代表に伺ったところ、当時この地域が林業事業体を求めているが、仕事を受けるなら顔の見える仕事をしたいとの思いで開設したとのこと。

「西伊豆の山主さんが下田の本社に相談に来られても、『どちら様ですか？どこの山ですか？』となってしまいます。そこで、地元をよく知る社員を配置し、山主さんが来られたら、『〇〇さんですね。あそこの山ですね。あそこの山は間伐の良いタイミングですね。』などと話せる関係を築きたいと思い、西伊豆に新たな拠点を設けました。」と山本代表。

開設当初は、花木支店長の自宅に電話1本引いてのスタートでした。

現在は、西伊豆町からの斡旋を受けた町所有管理の建物を借り受け、スタッフを揃えて西伊豆支店として運営しています。

さらに、西伊豆と土肥にまたがって森林を所有している山主が多いなど、土肥との結びつきが強いことから、西伊豆支店と同様に顔の見える関係を築くため、昨年12月に土肥に事業所を開設しました。

現在は、プランニングを担当する社員を本社に2名、西伊豆支店に2名、土肥事業所に1名、それらを統括する社員1名、計6名を配置して事業を行っています。

#### 移住者を多く採用

いなずさ林業は、社員の半数が20代、30代と、若い世代が多い特徴があります。採用活動は森林の仕事ガイドンスへの参加やハローワークの活用などで行っています。

「環境に良い仕事、自然の中で働ける仕事というイメージで入社を希望される方が多いですね。林業そのものを理解している訳ではないです。ですから、林業はきつい仕事だということを最初に伝えるようにしています。」と山本代表。

いなずさ林業に限らず、伊豆地域は比較的移住者が多い地域です。「海のある地域で暮らしたい」といった住む場所への希望がまずあり、そこでの仕事をどうするかと考えた時に林業という選択肢が浮かぶ方も多いようです。いなずさ林業では、20名の社員のうち7名が移住者です。

地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動を行ってもらい、定住・定着を図る「地域おこし協力隊」という制度があり、西伊豆町では、昨年4月から林業で2人が「西伊豆町地域おこし協力隊」として活動しています。

いなずさ林業では、この地域おこし協力隊を研修生として受け入れて、技術の習得をサポートしています。



▲佐野さん

## 新規採用者の声

昨年4月に新卒で入社した佐野健介さんにお話を伺いました。

ご実家は富士市で、入社に伴い西伊豆町に移住されました。大学時代は経営学を学んでいたという佐野さんが林業を志した理由は、父親のアドバイスでした。

「就職活動に当たり、自分に何ができるかを考えました。アルバイトの経験なども踏まえ、外で働くことが向いていると感じ、父に相談すると、林学科を卒業していた父から選択肢の一つとして林業の仕事について教えてもらいました。」と佐野さん。さらに林業について調べ、目指すことを決めます。

就職先については、森林の仕事がイダンスでのいはずさ林業の社員の人当たりの良さや雰囲気での入社を決めたと言います。

仕事については、想像していたよりもきつと感じているとのことですが、「慣れてきて次の動作を考えられる余裕も出てきました。林業はやったことが目に見えるので、達成感や充実感があります。」とも。

間伐や下刈り、集材、造材など、入社以来様々なことを経験させていただいているそうで、確実に林業に面白さを感じています。

西伊豆町については、「自然が多く静かで良い場所ですね。これからバイクの免許を取ったりしてオフに楽しみたいです。」と、暮らしやすさが気に入っ

ているようでした。

## 大切にする社風

いはずさ林業では、企業理念を定め、理念に基づいた丁寧な施業を徹底しています。

「山へ行くと手を抜きたくなる時があるものです。でも、その山の管理をやらせてもらっていることを忘れては

いけないですね。」と山本代表。作業員に対しては、ただ伐れば良いではなく、自分の山だったらどうするかを考えて施業してほしいと言います。

「有り難いことに施業後の現場がきれいだと褒めていただくことが多いです。しかし、間伐現場で曲がっている木が1本でも残っていれば、その信頼は一瞬で失ってしまいます。」と花木支店長。だからこそ、理念をしっかりと理解した人に班長を任せ、むやみに生産効率の数字を追うようなことはさせていません。

班長の年代は、50代から20代まで様々。年功序列も配慮しつつ、現場の意見も聞いた上で任せられそうな人には早くから班長を任せます。そして、「確実に安全に丁寧に、将来につながる仕事をする」という社風が引き継がれるように心がけています。

## 今後の展望

いはずさ林業では、西伊豆から土肥へと、事業エリアを拡大してきていますが、今後さらにエリアを広げて行くビジョンは描いていないと言います。

「地元で密着した企業でありたい。」これが、いはずさ林業の目指す姿です。

森林経営計画を

策定したエリアでは15年から20年のスパンでの施業を想定しており、これに町有林や県営林、国有林の仕事も加わることで、施業地の確保はできると考えています。再来年あたりには2回目の間伐に入る見通しです。大半は作業道の開設が既に終わっており、車両系での生産を行う予定ですが、将来的には架線系による生産も視野に入れていきます。

伊豆地域で生産された丸太の多くが、丸太のまま地域外に出て行きますが、山本代表には、何か付加価値を付けることで今より高い金額で売れ、さらに雇用を生むことができないかとの考えもあると言います。

「今のところ答えは出ていませんが、何かできないか模索しています。」とのこと。新たな価値を生み出すことができれば、地域全体の活性化につながるでしょう。

東日本大震災以降、エネルギー供給源の分散化が重要視されています。

伊豆地域の森林は、かつては良質な伊豆炭を生産するための薪炭林として燃料供給に大きな役割を果たしましたが、森林資源を新しい形でエネルギーとして利用し、地域の熱供給などで活用することができれば、林業や関連する産業での雇用創出も期待できるかもしれません。

コストなどの課題はありますが、木質バイオマスによるエネルギーの地産地消に一つの可能性があるように、お話を伺いながら思いました。



# 地域の取組

## 「ふじのくに森の防潮堤づくり」の今

静岡県中遠農林事務所 治山課



南海トラフ巨大地震が発生した場合、太平洋沿岸の広い地域に津波が襲来し、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、各地で防潮堤の整備が進められています。

中東遠地域では、県と各市が連携し、海岸防災林において「ふじのくに森の防潮堤づくり」を進めています。

その現在の状況について、県事業を実施している中遠農林事務所の治山課長の丸山淳さんにお話を伺いました。



### 「ふじのくに森の防潮堤づくり」について

磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市の海沿いには、内陸部を砂や潮風の害から守るために造成された海岸防災林があります。

この地域の海岸防災林は、台風による高潮や松くい虫被害などにより、防災機能の高いクロマツの枯れが急速に進み、その再生が必要な状況になっていましたが、東日本大震災以降は各地域で防災意識が高まり、津波に対する機能の向上が急務となりました。

「ふじのくに森の防潮堤づくり」は、津波に対する多重防御の一翼を担うよう海岸防災林を再整備するもので、各市

が、公共事業などで発生する土砂を盛土材に活用して嵩上げを行い、その上に、県が治山事業により、防災林を再造成するという役割分担の下で、平成26年度から進められてきました。

「森の防潮堤づくり」の計画区間は約20.6kmで、令和3年度末で約11.1kmの整備が完了する見込みです。

現在は、クロマツが枯れていない区間においても、一定要件の下で整備が進められています。

### 県事業の施工方法

県事業では、植栽に先立ち、樹木を健全に育成するための盛土(厚さ2m)を施工しています。

植栽では、抵抗性クロマツ(松枯れの原因となるマツノザイセンチュウに抵抗性を持つクロマツ)を主要樹種とし、海岸の厳しい環境でも生育できるトベラ、マサキ、シャリンバイなどの広葉樹の樹種を混ぜて植えています。

また、植栽した樹木の成長を助け、台風や塩害、飛砂による被害から守るため、防風柵や防風工を施工しています。

### 施工現場にて

現在、県事業は、磐田市、袋井市、掛川市で進められています。このうち磐田市の施工現場を案内いただきました。

植栽のための盛土を行う箇所では、ICT建機により盛土が着々と行われていました。また、苗木を植栽する箇所では、寒風が強ク吹き付ける中、防風柵を設置する作業が行われていました。



数年前に施工された箇所を見ると、植栽木はいずれも健全に生育しており、特にクロマツは良好な初期成長を示していました。

「ふじのくに森の防潮堤づくり」は、巨額の費用と長い期間を要する一大プロジェクトですが、地元や企業の協力を得ながら、安全安心な県土づくりに向け着实に進められています。



※事業の詳細は、静岡県ホームページ(「ふじのくに森の防潮堤づくり」で検索)をご覧ください。

# アグリフォーレ だより

## 短期大学部が初めての卒業生を送り出します

農林環境専門職大学 教務課

短期大学部(2年制)林業コースの教育内容や卒業生の進路などについて紹介いただきました。

### はじめに

静岡県立農林環境専門職大学は、令和2年4月、全国初の農林業分野の専門職大学として開学しました。前身である農林大学校の校訓「耕土耕心(大地を耕すことは自らの心を耕すことである)」の理念のもと、人材の育成に取り組んでいます。

今回は、専門職大学となってから初めての卒業生を送り出す短期大学部林業コース(2年制)のカリキュラムを御紹介します。

### 1年次のカリキュラム

1年次の前半は、「情報処理」や「コミュニケーション論」「英語基礎」などの基礎科目、栽培・林業・畜産の実習を通じて生産管理に関わる知識や技術を学ぶ「総合実習」等、農林業に関わる幅広い分野について理解し、自身がどの分野に進みたいかを考えます。令和3年4月に入学した二期生は、9名が林業コースに進みました。

1年次の後半は、基礎科目に加えて「森林計画学」や「造林学」等の専門知識を学ぶ講義をはじめ、チェーンソーの取り扱いや測量など、林業に携わる上で必要な基礎的な技能を身につける「演習林実習I」や、木材加工の基礎を学ぶ「木材加工演習」に取り組めます。

### 2年次のカリキュラム

2年次の前半は、森林施業プランナーに必要な知識や技術を身につける

「木材生産システム」、木材市場の役割や動向について学ぶ「木材利用・流通論」等の講義に加えて、演習林での間伐やデジタルコンパスによる測量、ドローンの操作演習を行う「演習林実習II」に取り組み、実践的な知識・技術を習得します。その一方で、1年次に引き続き、「マーケティング・販売演習」「GAP演習」



▲間伐実習



▲デジタルコンパスによる測量



▲ドローン実習

等他のコースと共通する科目も学び、学生同士で刺激し合うことで、学びへの相乗効果が生まれることを期待しています。

2年次の10月からは、「企業実習」として約2ヶ月、県内の林業経営体の現場において、経営体の担当者と教員の指導を受けながら、現場での実践力を磨き、経営・流通・販売等について学びます。令和3年度は、7名の学生が県内の林業経営体やしいたけ生産者のもとで実習を行いました。



▲企業実習

12月からは、森林の生態系や環境への配慮等について学ぶ「森林生態学」、農林業と地域との関わりについて学ぶ「農山村田園地域公共学」といった講義を通して、地域の一員として社会を支えていくために必要な知識を身につけます。

また、1年間を通じて「プロジェクト研究(卒業論文)」に取り組み、自身で研究テーマを定めて学びの集大成としてまとめ、学年末に発表会を行います。

### おわりに

令和4年3月に卒業する短期大学部林業コースの一期生7名の進路については、森林組合や林業関係会社への就職5名、自家就農(しいたけ)が1名、進学が1名となっています(令和4年1月末時点)。

本学では、確かな技術を持つだけでなく、従前の発想にとらわれず、自らの判断で変化に対応できる人材の育成を目指し、日々教育活動を行っています。今後も、農林大学校の歴史と伝統を引き継ぎ、現場や地域社会から求められるプロフェッショナルの育成に努めていきます。

# 本部情報

## 治山施設の点検調査

### 治山施設の点検

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害などから国民の生命・財産を守る重要な国土保全事業で、荒廃した溪流を復旧する工事や、崩壊した山腹斜面に森林を再生する工事などを行います。

荒廃溪流に施工する治山ダムは、溪流に溜まった不安定な土砂が下流に流れ出ることを防ぐとともに、ダムの堆積土が上流の溪岸を抑え、浸食や山崩れの発生を防ぎます。

しかし、施工から年数が経ち、基礎部が洗堀されたり、土石流などにより壊れたり、経年劣化した施設では、機能を十分発揮できないおそれがあるため、必要な場合は補修を行う必要があります。

このようなことから、静岡県では、治山パトロールでの施設点検に加え、治山ダム等の計画的な点検調査を行っており、山林協会は、この業務を県から

受託しています。

### 実際の調査

調査員は、まず、施設の位置を示した図面により現地で調査を行う溪流を探し出します。現地にたどり着くためには、地図の読解力に加え、長年の経験で培った土地勘が頼りになります。

目的の溪流が判明した後、図面、野帳、カメラ、GPS、鉦と鋸、熊よけの鈴などを身に付け、ポールとデッキブラシを手に藪をかき分け、足場の悪い沢を進みながら、治山ダムを一つずつ乗り越えて確認します。

治山ダムは、堤体に取り付けられた堤銘板により施工年度、事業名、堤高などを台帳と照合しますが、湿気の多い沢ではたいていコケなどに覆われているため、上や下からデッキブラシでそれをこそぎ落として読み取ります。

地元の人もめったに訪れることのない山奥での、大変手間がかかり体力を要する仕事ですが、治山経験が豊富で高い技術を持ち、現地を熟知した県OBの方々の力をお借りして行っています。

今年度は、196溪流の936基の治山ダム等を、13名の調査員が78日かけて

調査しました。

調査では、一部の施設で洗堀や損壊などが見られましたが、総じて機能発揮には支障のない状態でした。

取りまとめた調査結果は、県の治山施設の長寿命化対策に活用されることとなっています。

### 治山事業の重要性

防災事業である治山事業の効果は、なかなか見えづらいものですが、調査に携わっていると、治山施設が周囲の森林に溶け込みながら機能を発揮し、山地災害から私たちの暮らしが守られていることを実感します。

近年、雨の降り方が変わり全国各地で激甚な山地災害が多発する中、国土の保全に寄与する治山事業は、重要性を増しています。

### おわりに

山林協会では、今後も、このような調査や現場での技術指導において専門技術を提供し、災害に強い県土づくりに貢献してまいります。

皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

